

地籍調査による筆界案の作成公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき地籍調査を実施し、地籍調査作業規定準則第30条第4項の規定により筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

令和8年8月7日

鹿角市長 笹本真司

記

1. 筆界案を作成した土地

鹿角市八幡平字林の外81番1、81番2、81番3、81番99、
81番100、81番132、81番133、
81番134、81番135、81番136、
81番160、82番37、82番38

2. 筆界案の確認場所及び期間

鹿角市花輪字荒田4番地1 鹿角市役所2階第9会議室

令和8年8月7日 から 令和8年8月28日
（土曜日、日曜日、祝日を除く。また、開庁時間に限る。）

3. 筆界案を確認することができる者

当該土地所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人で、土地所有者はその身分を証するもの、その他の者は自身の身分及び土地所有者との関係を証するものを提示できる者。

4. 筆界案の作成者

鹿角市（総務部財政課管財地籍班）

5. 意見の申出

筆界案を確認できる者は、上記の期間内に筆界案の作成者へ意見を申し出ることができる。なお、上記期間を経過しても申し出がないときは、当該筆界案で調査することとする。